

b)地域材加算（過半）

主要構造材（柱・梁・桁・土台）（[募集要領【別紙4】](#)）の過半において、「3.8 本事業における「地域材」の考え方」に示す「地域材」を使用する場合。

c)三世代同居加算

補助対象の住宅が三世代同居対応住宅の要件（[募集要領【別紙5】](#)）を満たす場合。

d)地域住文化加算

地域の伝統的な建築技術の継承に資する住宅とする場合。

具体的には、グループは、地方公共団体が定める「地域住文化要素基準」を取り入れ、その基準を満たす住宅を建築し、建築士が基準への適合を確認することで、加算することができます。

なお、本事業では、地域毎の多様性を踏まえて地方公共団体の定める基準に基づくことから、住宅の建設地が基準を定めている地方公共団体の行政区画に存する場合に限り加算の対象とします（[募集要領【別紙8】](#)）。他の地方公共団体の基準を適用することはできません。

※地方公共団体が定める基準の内容、適用地域等の最新の情報は、評価事務局のホームページに順次公開します。

e)バリアフリー加算

第三者機関により住宅性能表示制度の高齢者等配慮対策等級（専用部分）の等級3以上と評価された住宅の場合。

適合確認方法としては、以下があります。

- ・高齢者等配慮対策等級（専用部分）等級3以上を評価した設計住宅性能評価書＋建築士による工事内容適合確認
- ・高齢者等配慮対策等級（専用部分）等級3以上を評価した建設住宅性能評価書